

配分金収入等に対する所得税の取扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取扱いは、以下のとおりです。

(平成 21 年 10 月現在)

- 1 配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区分されます。雑所得の金額は、原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。
したがって、配分金収入に係る必要経費の額が 65 万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除できます。
- 2 しかし、必要経費の額が 65 万円未満の場合は、「租税特別措置法」第 27 条の適用により、65 万円を上限として控除できます（ただし、収入金額を限度とします）。
- 3 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を行えます。
- 4 給与収入がある会員は、最低 65 万円（ただし収入金額を限度とします）の給与控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除学派、65 万円から給与所得を控除した残額が限度です。

[必要経費の額が 65 万円未満の場合の例示]

[説例] あるセンターの会員（66 歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 配分金収入 52 万円（うち交通費などの必要経費：10 万円）
- ② 給与収入 18 万円（シルバー派遣等による短期就職期間の賃金）
- ③ 公的年金収入 150 万円

(1) (配分金収入及び給与収入に係る所得の控除)

(最低保障額) (給与所得控除額) [雑所得(配分金所得)分の最低保障額]

$$650,000 \text{ 円} - 180,000 \text{ 円} = 470,000 \text{ 円}$$

(最低補償額の残額) (配分金収入) [雑所得(配分金所得)分の特例経費]

$$470,000 \text{ 円} < 520,000 \text{ 円} \rightarrow 470,000 \text{ 円} \rightarrow \text{最低補償額の残額で頭打ち}$$

したがって この場合

$$520,000 \text{ 円} - 470,000 \text{ 円} = 50,000 \text{ 円が控除後の所得となります。} \rightarrow \text{(A)}$$

(2) (公的年金収入に係る雑所得の控除)

$$1,500,000 \text{ 円} \times 100\% - 1,200,000 \text{ 円} = 300,000 \text{ 円}$$

※ 割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります。）から算出してください。

したがって、この場合、300,000 円が控除額の所得となります。→ (B)

(3) (基礎控除)

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額

$$(A) + (B) = 350,000 \text{ 円}$$

(基礎控除)

$$350,000 \text{ 円} - 380,000 \text{ 円} = (\text{マイナスになるので} 0)$$

したがってこの会員の場合、課税所得はないので、確定申告は必要ありません。

- ※ なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄りの税務署にお尋ねください。